

正善寺永代供養規約

第一条 名称

正善寺永代供養（以下、永代供養という）と称す。

第二条 所在地

栃木県足利市常見町一十二一十五に置く。

第三条 管理運営

宗教法人正善寺代表役員（住職）がこれにあたる。三十三回忌まで供養堂に安置し、その後は御回向の後、合祀墓に合祀をする。

第四条 申し込み

1. 住職が承認し、正善寺（以下、当寺という）と仏縁を結ぶ方であれば、宗旨、宗派、国籍を問わず申し込みができる。生前中であっても予約申し込みをすることができる。
2. 申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名、捺印の上行う。
3. 申込用紙は二部作成し、当寺、申込者がそれぞれ保管する。
4. 申し込みされた霊位は、当寺の永代供養過去帳に記帳する。
5. 申込者（以下、施主という）は、永代供養の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
6. 申し込みは随時受け付ける。

第五条 法要

1. 申し込み後に永代供養法要を行う。但し、永代供養法要は施主と当寺の間で日時を決定し行うものとする。
2. 個別の年忌法要や御回向を希望する際は、当寺と施主の間で別途取り決める。

第六条 永代供養料

1. 永代供養料は三十三万円／一体とし、申し込み時に一括納付する。
2. 初回のみ、護持会費一万円を合わせて納付する。
3. 一旦納入された永代供養料等は、理由の如何を問わず返還しない。

第七条 その他

本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

以上

宗教法人 正善寺

住職 源田妙劭